

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

(省令)

- 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- (経済産業五六)

〔法規的告示〕

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件
- (同二一六)

〔その他告示〕

- 一般社団法人日本セキュリティ協会から代表者の氏名の変更の届出があつた件(国家公安委二六)
- 競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件を廃止する件(金融庁八二)
- 金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件(同八二)
- 金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件の一部を改正する件(同八四)
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(厚生労働二二三)
- 租税特別措置法施行令第二十六条の一部を改正する件(厚生労働二二三)
- 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件(同二一四)
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件(同二一五)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(同二四)
- 千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件(外務二八二)
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件
- 農林水産物(財務・厚生労働・農林水産一)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第四号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を改正した件(厚生労働・経済産業・環境六)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通七七二)
- 船員となろうとする者に関する件(裁判所)
- 船員となろうとする者に関する件(国土交通七七三～七七六)
- 船員となろうとする者に関する就職促進手当の算定方法を定める件(同七七三～七七六)
- 船員となろうとする者に関する就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日前に相当する額から控除する額を定める件(同七七七～七八〇)
- 道路に関する件(関東地方整備局一七二)
- 都市計画に関する件(同一七三)

- 道路に関する件(中部地方整備局七六)
- 道路に関する件(近畿地方整備局八四、八五)
- 都市計画に関する件(九州地方整備局九四、九五)
- 北海道開発局六五～六七)
- 国会事項(皇室事項)
- 公告
- 裁判所
- 特別支給手続開始決定関係
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
- 官房
- 特種事項
- 公
- 告
- 会社その他の

令和 7 年 7 月 31 日 木曜日

○經濟産業省令第五十六号

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第二十五条の規定に基つ
き、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第二百三号）の一部を
次のように改正する。様式第十五及び様式第十六中「35cm」を「25cm」と、「40cm」を「35cm」に改め。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的脚注

○総務省告示第一百六十七号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第二項の規定によつて、令
和七年六月三日以後、政治活動（選挙運動を含む）のために寄附を受け、又は支出をするにとがいや
ない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和七年七月三十一日

政治団体の名称
の氏名
者

会計責任

者の氏名

主たる事務所の所在地

○厚生労働省告示第一百三十九号

次世代独立国際研究所

鈴木 麻理子

吉村 賢一

東京都世田谷区船橋七一三一五

川野 博基

川野 博基

香川県高松市三条町二九九一一二

○厚生労働省告示第一百三十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）第二十六条の二十七の二第一項の規定に基
づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一
般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第七百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令 第四十二号）第二十六条の二十七の二第一項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ペートクリーム S 及びベトナベート N 敷膏 A S を除く。)とする。 一一二四 (略) 二二五 オメブラゾール 二二六～九十五 (略) 九十六 ランソブラゾール 九十七～百 (略)	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令 第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ペートクリーム S 及びベトナベート N 敷膏 A S を除く。)とする。 一一二四 (略) 二二五～九十五 (略) 九十六 ランソブラゾール 九十七～百 (略)

○厚生労働省告示第一百四十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則
(昭和四十一年労働省令第二十三号)第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき、令和七年八
月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり定め、労働施策の総合的な推進並び
に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項まで
の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件(令和六年厚生労働省告示第二百五
十六号)は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定に
ついては、なお從前の例による。

令和七年七月三十一日
一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則
第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額 五千三百四十円
二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則
第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たつて、百分の八十から百分の五十
までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であつて、同条第五項から第七項までの規定によ
る変更後の額 五千三百四十円以上一万三千百四十円以下の額

二十四 オメブラゾール
二五五～九十一 (略)
九十三 ランソブラゾール
九十三～九十六 (略)

(新設)
二十四～九十 (略)
(新設)
九十一～九十四 (略)

○厚生労働省告示第一百四十四号
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）第二十六条の二十七の二第一項の規定に基
づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一
般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第一百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月三十一日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令 第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ペートクリーム S 及びベトナベート N 敷膏 A S を除く。)とする。 一一二四 (略) 二二五～九十五 (略) 九十六 ランソブラゾール 九十七～百 (略)	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令 第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ペートクリーム S 及びベトナベート N 敷膏 A S を除く。)とする。 一一二四 (略) 二二五～九十五 (略) 九十六 ランソブラゾール 九十七～百 (略)
二二五～九十四 (略) (新設)	二二五～九十四 (略)
九十五～九十八 (略)	九十五～九十八 (略)

○厚生労働省告示第二百十六号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第八項に規定する控除額を千三百九十一円とし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（令和六年厚生労働省告示第二百五十七号）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

その他の告示

○國家公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人日本セキユリティ協会から代表者の氏名の変更の届出があつたので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

國家公安委員会委員長 坂井 学

一般社団法人日本セキユリティ協会の代表者の氏名

(一) 変更前の代表者の氏名 蟹田 正則
 (二) 変更後の代表者の氏名 横内 泉

二 変更の年月日 令和七年六月二十日

○金融庁告示第八十二号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件（平成十七年金融庁告示第五十三号）は、令和八年四月三十日をもつて廃止する。

令和七年七月三十一日

金融庁長官 伊藤 豊

○金融庁告示第八十三号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年七月三十一日

金融庁長官 伊藤 豊

金融商品取引法施行令第七条第五項第二号

に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。

〔一〕四 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

○金融庁告示第八十四号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件（平成三十一年金融庁告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年七月三十一日 金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定める。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定める。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定める。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。

○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年七月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

一 令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二 令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三 令和七年度東京都江戸川区熱中症・物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、東京都江戸川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四 令和七年度京都府八幡市定額減税補足給付金（不足額給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五 令和七年度鹿児島県出水市高齢者世帯高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則 この告示は、公布の日から適用する。

金融商品取引法施行令第七条第五項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定め、公布の日から適用する。

○デジタル庁告示第二十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年七月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

一 令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報及報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による人所等の措置の実施に関する情報及報、その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による人所等の措置の実施に関する情報及報、その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第二号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びハに掲げる世帯、同条第二号）及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びハに掲げる世帯に准ずる世帯）に對し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に對し給付金を支給することを目的として國が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第一条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハから本までに掲げる個人又は世帯）に對し給付金を支給することを目的として國が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハから本までに掲げる個人又は世帯に准ずる世帯）に對し給付金を支給することを目的として國が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二 令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、江戸川区一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三 令和七年度東京都江戸川区児童・物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、江戸川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四 令和七年度京都府八幡市定額減税補足給付金（不足額給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報（児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、特別児童扶養手当関係情報特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。）、令和二年度特別定額給付金等（令和二年法律特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第二十七号）第三項に規定する令和二年法律特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報を、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課稅世帯等臨時特別給付金（令和三年度育児手当等臨時特別給付金（令和三年度育児手当等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報を、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度育児手当等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年度法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報を、京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報を、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報を、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（第二号）の支給に関する情報を、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五 令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報、地方税の振替口座情報（地方税を口座振替により納付する場合又は還付する場合に利用する口座情報をいう。）、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第一項に規定する令和五年三月予備費用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報を、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

○デジタル庁 省告示第二十四号
総務省告示第二十四号

この告示は、公布の日から適用する。

附 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年法律第二百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年七月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎

（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二 賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合 賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
三 賃金日額が五千三百四十円以上の場合は、(ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。)賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
四 賃金日額に(i)に掲げる額を減じて得た額
(i) 賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額
(ii) 賃金日額から五百三十円を減じた額
(iii) 賃金日額から五千三百四十円を減じた額
(iv) 百分の三十で除して得た率

に掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額
(ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。)賃金日額に百分の八十を乗じて得た額
イ 賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額
口 賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八條第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額から控除する額を定める件は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

○関東地方整備局告示第百七十二号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○関東地方整備局長 橋本 雅道
路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
四百六十八号 久喜市菖蒲町下柏間字下在来八六〇番一から同市菖蒲町 関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

令和七年七月三十一日
令和七年七月三十一日
供用開始の期日 令和七年七月三十一日

○国土交通省告示第七百七十九号
船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二年運輸省令第二十六号)第十三條第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額から控除する額(以下「控除額」という。)を三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十九号(漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三條第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十條第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額から控除する額(以下「控除額」という。)を一千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十九号(漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三條第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十條第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額から控除する額(以下「控除額」という。)を一千三百九十一円とし、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九條第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

関東地方整備局長 橋本 雅道
一 施行者の名称 長野県
二 都市計画事業の種類及び名称 安曇野都市計画道路事業三・六・二十三号松本糸魚川連絡道路穂高明科線
三 事業実行期間 自令和七年七月三十一日至令和十六年三月三十一日

○国土交通省告示第七百八十号
船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令(昭和五十六年運輸省令第四十九号)第十六條第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額を定める件は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百八十号

次のように道路の区域を決定したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月三十一日

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を決定したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月三十一日

中部地方整備局長 森本 輝
一 事業地 収用の部分 長野県安曇野市豊科光、明科光、明科中川手及び穂高北穂高地内
二 道路の種類 一般国道
三 道路線名 四十一号
四 道路の区域

○国土交通省告示第七百七十八号
船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和五十二年運輸省令第三十九号)第十八條第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額から控除する額(以下「控除額」という。)を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十一号(船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴

令和七年七月三十一日

○国土交通大臣 中野 洋昌
国土交通大臣 中野 洋昌

○国土交通省告示第七百七十八号
船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和五十二年運輸省令第三十九号)第十八條第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日前に相当する額から控除する額(以下「控除額」という。)を千三百九十一円とし、令和七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和六年国土交通省告示第千五十一号(船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴

令和七年七月三十一日

○国土交通大臣 中野 洋昌
国土交通大臣 中野 洋昌

○近畿地方整備局告示第八十四号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- (一) 道路の種類 一般国道
路線名 百七十六号
(二) 道路の区域

西宮市生瀬町一丁目七七二番地内
間 後別前 敷地の幅員 延長

前 三五・二〇・三五・メートル
後 三五・二〇・三五・二九 キロメートル
〇〇・〇一〇

- (四) 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

近畿地方整備局長 斎藤 博之

- 路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
百七十六号 西宮市生瀬町一丁目一四一七番四から同市生瀬町一丁目
七八一一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）。 庫国道事務所
供用開始の期日 令和七年七月三十一日

○九州地方整備局告示第九十四号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

九州地方整備局長 垣下 稔裕

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三十四号
三 沿道区域

区 間 沿道区域の最大幅員 延長

規 定 による 措 置 の 対 象

大村市西大村本町三三〇番四か
ら同市玖島一丁目六一一番まで

- 四 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十五号

令和七年八月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

九州地方整備局長 垣下 稔裕

届出対象区域の存する土地の所在地
(沿道区域の存する土地の所在地)

届出対象区域に接続する 工作物
道路の路線名 電柱

大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一一番まで（大村市西大村本町三三〇番四から同市玖島一丁目六一一番まで）

○北海道開発局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- 一 施行者の名称 北海道
二 都市計画事業の種類及び名称 釧路圏都市計画道路事業三・三・二十六号愛国北園通
三 事業施行期間 自令和六年五月二日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
一 収用の部分 令和六年北海道開発局告示第三十八号の事業地のうち北海道釧路市愛国西四丁目、愛國及び昭和地内において事業地を変更する。
二 使用の部分 なし

○北海道開発局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- 一 施行者の名称 北海道
二 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業三・三・三百十一号対雁中通、三・二・三百二号角山通及び三・三・三百八号五丁目通
三 事業施行期間 自令和七年七月三十一日至令和十六年三月三十一日
四 事業地
一 収用の部分 北海道江別市工栄町及び角山地内
二 使用の部分 なし

○北海道開発局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- 一 施行者の名称 北海道
二 都市計画事業の種類及び名称 新ひだか町都市計画道路事業三・四・三号ときわ通及び三・四・七号青柳柏台通
三 事業施行期間 自令和七年七月三十一日至令和十一年三月三十一日
四 事業地
一 収用の部分 北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町一丁目、静内こうせい町二丁目、静内御幸町四丁目、静内御幸町五丁目、静内御幸町六丁目、静内ときわ町一丁目、静内ときわ町二丁目地内
二 四丁目、静内御幸町五丁目、静内御幸町六丁目、静内ときわ町一丁目、静内ときわ町二丁目地内
三 使用の部分 なし

報告書受領

七月二十九日内閣から次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間ににおける同法の施行状況報告書

参議院

副議長任期満了

七月二十八日をもつて副議長浜博行は議員任期満了となつた。

常任委員長任期満了

七月二十八日をもつて次の常任委員長は議員任期満了となつた。

内閣委員長

法務委員長

外交防衛委員長

財政金融委員長

文教科学委員長

厚生労働委員長

和田 政宗
若松 謙維
滝沢 伸吾
三宅 故
柘植 芳文
伊藤 雄裕
仲俣 晓生
卷 美夫紀
山崎 隆広
大場 博幸
奥部 弘司
中村 京子
田村 善之
小野寺 優
柴野 博史郎
原田 史郎
村野口 貴公美
村松 俊亮

辞令

納本制度審議会委員を委嘱する(各通)(七月一日)

皇室事項

御祝電
につき、七月二十九日御祝電を発せられた。

公告

諸事項

特別支給手続開始決定公告

東京地方検察庁検察官

令和7年7月31日
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第12号

2 特別支給手続開始決定の年月日 令和7年7月31日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成29年11月中旬頃から令和4年1月27日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部である被告人が、東京都内の神田地区等において、いわゆる縄張であること誇示し、みかじめ料名目で飲食店等から金銭を脅し取った行為。

農林水産委員長
経済産業委員長
議院運営委員長
懲罰委員長

舞立 昇治
牧山ひろえ
牧野たかお
勝部 賢志

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
(1) 東京都内の神田地区、御茶ノ水地区、水道橋地区、飯田橋地区及び東京駅皇居側一帯で行われている

(2) 上記(1)の地域が縄張であるかのように誇示している

5 残余給付資金の額 金30万2970円

6 特別支給申請期間 令和7年7月31日から令和7年9月1日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 東京地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和6年1月22日(同年2月6日確定)

(3) 被告人の氏名 杉潤二こと佐々木淳二こと高橋 淳二

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、当時指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部であったが、みかじめ料名目で金銭を脅し取ろうと考え、

① 同組の組長であった佐々木操と共に謀の上、平成30年10月初旬頃、東京都千代田区神田三崎町先路上又は同区神田三崎町「みとや水道橋店A館」非常階段のいすれかにおいて、暴力団が同所周辺を縄張であるかのように誇示して飲食店等にみかじめ料の支払を要求していると認識し、その身体及び店長を務めていた居酒屋である店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない気勢を示されるなどして佐々木操を怖がっていた被害者に対し、被告人において、顔面や首筋等の入れ墨を示して、「おやじの代わりだ」などと言い、暴力団構成員である被告人が佐々木操の代理としてみかじめ料を徴収するために同所周辺を回っているかのように誇示して暗に金銭の交付を要求し、もしその要求に応じなければ、被害者の身体及び店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない気勢を示して被害者を怖がらせ、よって、平成30年10月初旬頃から令和2年6月初旬頃までの間、各交付場所のいすれかにおいて、19回にわたり、被害者から現金合計28万5000円の交付を受け

② ①の犯行に引き続き、令和2年7月初旬頃から令和3年2月初旬頃までの間、各交付場所のいすれかにおいて、8回にわたり、①のとおり被告人を怖がっていた被害者から現金合計12万円の交付を受け

これらを脅し取った。

(罪名) 恐喝

8 この公告に関する問合せ先(申請書の持参又は郵送による提出先)

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611(代表) 内線3350、4392

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40219号

神戸市灘区篠原北町3丁目13番8号

申立人 岸 重光

神戸市灘区弓木町3丁目3番17号ダンディラ

イオン六甲305号

申立人 岸 純子

国籍・地域台湾、最後の住所神戸市長田区片山町1丁目5番7号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2024年3月23日、出生の場所不明、出生年月日西暦1931年10月30日、職業不明

被相続人 亡 林周 麗菊

神戸市中央区中町通2丁目1番18号 J R 神戸駅N Kビル6階 方円法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白川 哲朗

催告期間満了日 令和8年2月13日

神戸家庭裁判所

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十九日内閣から次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間ににおける同法の施行状況報告書

報告書受領

七月二十九日内閣から次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間ににおける同法の施行状況報告書

国立国会図書館

況報

七月二十九日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間ににおける同法の施行状況報告書を受領した。

報告書受領

七月二十九日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年一月一日から同年六月三十日までの間ににおける同法の施行状況報告書を受領した。

(1) 裁判所名 東京地方裁判所
(2) 裁判年月日 令和6年1月22日(同年2月6日確定)
(3) 被告人の氏名 杉潤二こと佐々木淳二こと高橋 淳二
(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、当時指定暴力団住吉会向後睦会神田組の幹部であったが、みかじめ料名目で金銭を脅し取ろうと考え、

① 同組の組長であった佐々木操と共に謀の上、平成30年10月初旬頃、東京都千代田区神田三崎町先路上又は同区神田三崎町「みとや水道橋店A館」非常階段のいすれかにおいて、暴力団が同所周辺を縄張であるかのように誇示して飲食店等にみかじめ料の支払を要求していると認識し、その身体及び店長を務めていた居酒屋である店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない気勢を示されるなどして佐々木操を怖がっていた被害者に対し、被告人において、顔面や首筋等の入れ墨を示して、「おやじの代わりだ」などと言い、暴力団構成員である被告人が佐々木操の代理としてみかじめ料を徴収するために同所周辺を回っているかのように誇示して暗に金銭の交付を要求し、もしその要求に応じなければ、被害者の身体及び店舗の営業等にいかなる危害を加えかねない気勢を示して被害者を怖がらせ、よって、平成30年10月初旬頃から令和2年6月初旬頃までの間、各交付場所のいすれかにおいて、19回にわたり、被害者から現金合計28万5000円の交付を受け

② ①の犯行に引き続き、令和2年7月初旬頃から令和3年2月初旬頃までの間、各交付場所のいすれかにおいて、8回にわたり、①のとおり被告人を怖がっていた被害者から現金合計12万円の交付を受け

これらを脅し取った。

(罪名) 恐喝

8 この公告に関する問合せ先(申請書の持参又は郵送による提出先)

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611(代表) 内線3350、4392

国籍・地域台湾、最後の住所神戸市長田区片山町1丁目5番7号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2024年3月23日、出生の場所不明、出生年月日西暦1931年10月30日、職業不明

被相続人 亡 林周 麗菊

神戸市中央区中町通2丁目1番18号 J R 神戸駅N Kビル6階 方円法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白川 哲朗

催告期間満了日 令和8年2月13日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40242号
 神戸市中央区栄町通2丁目2番2号 和栄ビル504号
 申立人 中村 宏二
 本籍岐阜県飛騨市神岡町割石170番地、最後の住所神戸市須磨区須磨浦通6丁目1番9号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6年12月14日、出生の場所大阪市東成区、出生年月日昭和3年2月3日、職業無職
 被相続人 亡 上出日奈子
 神戸市中央区多聞通3丁目2番9号 甲南スカイビル3階301号室 宮本法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 宮本 次郎
 催告期間満了日 令和8年2月18日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40275号
 名古屋市北区大野町1丁目1番地の3 アーバンラフレ志賀4棟506号
 申立人 小柳貴世子
 本籍熊本県山鹿市菊鹿町阿佐古537番地、最後の住所神戸市西区美賀多台6丁目3番地の1 12-302号、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日令和6年1月18日、出生の場所熊本県菊池郡城北村、出生年月日昭和23年2月4日、職業会社員
 被相続人 亡 小柳 忠次
 神戸市中央区元町通6丁目1番6号 共進ビル7階 矢形法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 矢形幸之助
 催告期間満了日 令和8年2月20日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第20106号
 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
 申立人 株式会社セゾンファンデックス
 本籍兵庫県宝塚市川面6丁目12番、最後の住所兵庫県宝塚市中野町3番9号、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日令和5年10月19日、出生の場所大阪府池田市、出生年月日昭和44年4月3日、職業不明
 被相続人 亡 北澤 英樹
 兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号 KDIビル4階尼崎駿前法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小林 靖子
 催告期間満了日 令和8年2月20日
 神戸家庭裁判所伊丹支部

令和7年(家)第20251号
 広島県世羅郡世羅町大字安田2889番地1
 申立人 半田 晃士
 本籍広島県尾道市向島町8095番地、最後の住所兵庫県川西市萩原台東2丁目8番地、死亡の場所兵庫県川西市、死亡年月日令和7年2月16日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和47年5月7日、職業会社員
 被相続人 亡 古森 一途
 兵庫県西宮市甲風園1丁目8-1 ゆとり生活館AMIS5F 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 津久井 進
 催告期間満了日 令和8年2月18日
 神戸家庭裁判所伊丹支部

令和7年(家)第1061号
 奈良県宇陀郡曾爾村塩井272-2
 申立人 北口 直子
 本籍奈良県宇陀郡曾爾村大字塩井47番地、最後の住所奈良県宇陀郡曾爾村大字塩井47番地、死亡の場所奈良県宇陀市、死亡年月日令和6年12月11日、出生の場所奈良県宇陀郡曾爾村、出生年月日昭和14年2月1日、職業無職
 被相続人 亡 北口 樹和
 奈良県橿原市八木町1丁目6番23号大和信用金庫八木支店ビル4階 弁護士法人やまと法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 児玉 修一
 催告期間満了日 令和8年2月24日
 奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第7040号
 東京都新宿区水道町3番1号
 申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
 本籍山口県熊毛郡布施町大字下田布施2993番地19、最後の住所山口県熊毛郡布施町大字下田布施2993番地19、死亡の場所山口県光市、死亡年月日令和5年3月26日、出生の場所山口県柳井市、出生年月日昭和56年10月10日、職業不明
 被相続人 亡 高村 美光
 山口県岩国市錦見8丁目8番16号
 相続財産清算人 司法書士 安田 将宏
 催告期間満了日 令和8年2月28日
 山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第243号
 松本市針田町268番地
 申立人 八幡 省三
 本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川甲192番地2、最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川甲192番地2、死亡の場所愛媛県上浮穴郡久万高原町、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所愛媛県上浮穴郡川瀬村、出生年月日昭和5年9月6日、職業無職
 被相続人 亡 渡部美代子
 事務所松山市一番町4丁目1番地16 ANN BILL 3階 野垣法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 野垣 康之
 催告期間満了日 令和8年2月26日
 松山家庭裁判所

令和7年(家)第9083号
 東京都港区西新橋1丁目3番1号
 申立人 三菱HCキャピタル債権回収株式会社
 本籍北九州市八幡西区藤原3丁目19番、最後の住所北九州市八幡西区藤原3丁目19番18号、死亡の場所北九州市八幡西区、死亡年月日令和6年3月14日、出生の場所長崎県南松浦郡富江町、出生年月日昭和49年1月31日、職業塗装業
 被相続人 亡 清川 勇人
 事務所北九州市小倉北区米町1丁目2番22号 小倉NSビル4階
 相続財産清算人 弁護士 柏崎 愛
 催告期間満了日 令和8年2月24日
 福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第4052号
 宮崎市霧島1丁目1番地1
 申立人 宮崎県農業協同組合
 本籍宮崎県東諸県郡綾町大字南俣2138番地1、最後の住所宮崎県東諸県郡綾町大字南俣2138番地1、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和5年8月20日、出生の場所宮崎県東諸県郡綾町、出生年月日昭和30年6月25日、職業農業
 被相続人 亡 佐伯 幸三
 宮崎県宮崎市瀬頭2丁目5番12号 楓ビル2階
 相続財産清算人 弁護士 小林 孝志
 催告期間満了日 令和8年3月6日
 宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第40191号
 札幌市中央区大通西11丁目4番地174 53山京ビル4階
 申立人 広田 拓郎
 本籍北海道札幌市西区山の手3条5丁目10番地、最後の住所札幌市西区山の手3条5丁目2番10号、死亡の場所北海道札幌市西区、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所北海道札幌市江別町、出生年月日昭和26年2月10日、職業無職
 被相続人 亡 荒川 裕史
 事務所札幌市中央区大通西11丁目4番地174 53山京ビル4階 青野・広田・おぎの法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 広田 拓郎
 催告期間満了日 令和8年3月7日
 札幌家庭裁判所

令和7年(家)第30317号
 北海道小樽市花園2丁目12番1号
 申立人 小樽市
 本籍北海道小樽市緑1丁目49番地、最後の住所北海道小樽市緑2丁目20番4号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日令和5年2月15日頃、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和12年2月1日、職業不明
 被相続人 亡 久田 廣子
 北海道小樽市真栄2丁目3番5号柴田・古宮法律事務所
 相続財産清算人 古宮 靖子
 催告期間満了日 令和8年2月18日
 札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年(家)第548号
 青森県青森市月見野1丁目26番4号
 申立人 木村 寧子
 本籍青森県青森市大字寺町以下不明、最後の住所不明、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日昭和56年9月29日、出生の場所青森県青森市、出生年月日大正5年10月5日、職業不明
 被相続人 亡 新山美智子
 事務所青森市堤町2-1-7 堤町ファーストスクエアビル6階 雪のまち法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 三上 大介
 催告期間満了日 令和8年3月2日
 青森家庭裁判所

令和7年（家）第4003号

青森県青森市本町1丁目2番20号青森柳町ビル2階

申立人 みちのく債権回収株式会社

本籍岩手県久慈市大川目町第28地割2番地4、最後の住所岩手県久慈市大川目町第28地割2番地4、死亡の場所岩手県久慈市、死亡年月日令和6年10月5日頃、出生の場所岩手県九戸郡山形村、出生年月日昭和28年9月4日、職業不詳

被相続人 亡 谷地久七郎

岩手県九戸郡洋野町種市第23地割62番地8

相続財産清算人 野里 壽史

催告期間満了日 令和8年2月19日

盛岡家庭裁判所久慈出張所

令和7年（家）第30106号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

申立人 株式会社三井住友銀行

本籍宮城県仙台市若林区若林3丁目9番、最後の住所仙台市若林区若林3丁目9番19号、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日令和6年7月18日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和16年1月29日、職業不明

被相続人 亡 今野 規男

仙台市青葉区一番町1丁目17番24号高裁前ビル4階 ひかり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀田 紘樹

催告期間満了日 令和8年3月10日

仙台家庭裁判所

令和7年（家）第2038号

山形市南館4丁目1番41-5号

申立人 鎌上 薫

本籍山形県長井市歌丸826番地、最後の住所山形県酒田市本町1丁目2番50号、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日令和7年6月1日、出生の場所山形県山形市、出生年月日昭和35年6月30日、職業無職

被相続人 亡 目黒 雅広

事務所山形県酒田市千石町1丁目8番15号

相続財産清算人 弁護士 新井野直樹

催告期間満了日 令和8年3月6日

山形家庭裁判所酒田支部

令和7年（家）第20030号

栃木県下都賀郡壬生町大字北小林373番地

申立人 阿部榮次郎

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁280番地5、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁280番地5、死亡の場所栃木県下都賀郡壬生町、死亡年月日令和4年3月29日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和39年4月17日、職業賃貸業

被相続人 亡 石島 一明

栃木県小山市八幡町1丁目2番6号 山内法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山内 亮二

催告期間満了日 令和8年2月11日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年（家）第20031号

栃木県宇都宮市住吉町1番3号あおい総合法律事務所

申立人 青井 芳夫

本籍栃木県小山市乙女3丁目293番地、最後の住所栃木県栃木市梅沢町970番地特別養護老人ホームみつみねの郷、死亡の場所栃木県栃木市、死亡年月日令和6年11月13日、出生の場所栃木県下都賀郡大谷村、出生年月日昭和23年5月24日、職業無職

被相続人 亡 奥山 信次

栃木県栃木市境町1番20号白沢ビル2階藤平法律会計事務所

相続財産清算人 藤平 泰典

催告期間満了日 令和8年2月10日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年（家）第20037号

栃木県下野市駅東1丁目7番8号

申立人 須田 光

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字国谷1994番地、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町大字国谷1994番地、死亡の場所栃木県下都賀郡壬生町、死亡年月日令和6年11月28日、出生の場所栃木県下都賀郡壬生町、出生年月日昭和34年6月1日、職業不明

被相続人 亡 大栗 光広

栃木県小山市神鳥谷5丁目17番7号弁護士法人ひととのや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩間 光朗

催告期間満了日 令和8年2月11日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年（家）第90431号

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

申立人 東京都

本籍東京都東村山市青葉町2丁目10番地50、最後の住所東京都青梅市柚木町2丁目462番地の1喜久松苑、死亡の場所埼玉県入間市、

死亡年月日平成27年11月13日、出生の場所秋田県平鹿郡十文字町、出生年月日昭和7年7月20日、職業不明

被相続人 亡 鈴木徳四郎

事務所東京都調布市小島町2丁目45番地22

ワイズビル301 弁護士法人くすのき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 狩集 英昭

催告期間満了日 令和8年2月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第6025号

福岡市中央区天神2丁目13番1号

申立人 ふくおか債権回収株式会社

本籍長崎県佐世保市早苗町491番地14、最後の住所長崎県佐世保市早苗町491番地14、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和5年11月7日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和16年4月3日、職業医療法人理事長

被相続人 亡 奥川 信治

長崎県佐世保市早岐1丁目14番26号 スペースアズビル2階 弁護士法人大村綜合法律事務所 早岐オフィス

相続財産清算人 弁護士 古市 寛

催告期間満了日 令和8年2月6日

長崎家庭裁判所佐世保支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年（家）第26号

岡山県岡山市北区桑田町3番11号1202

申立人 田中 一信

申立人法定代理人成年後見人 菅 真彦

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月29日

令和7年7月10日 東京簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 TL86937

金額 703,754円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社りそな銀行東京営業部

振出日 令和7年4月30日

振出地 東京都文京区

振出人 鹿島道路株式会社 取締役社長 吉田英信

受取人 申立人

最終所持人 申立人

額面 10,000円

一口の金額 100円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（家）第28号

東京都豊島区南大塚3丁目40番1号

申立人 サンハヤト株式会社

代表者代表取締役 佐々竜太郎

申立人代理人弁護士 増田 充俊

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月29日

令和7年7月10日

東京簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 BE071831

金額 515,000円

支払期日 令和7年1月20日

支払地 東京都中央区

支払場所 株式会社みずほ銀行京橋支店

振出日 令和6年11月20日

振出地 東京都中央区

振出人 株式会社パイロットコーポレーション

代表取締役 藤崎 文男

受取人 株式会社誠和マザック

第一裏書人 株式会社誠和マザック 代表取締役

役員会長 高橋 純子

第一被裏書人 株式会社ヤマモリ

第二裏書人 株式会社ヤマモリ 代表取締役

馬場 均

第二被裏書人 サンハヤト株式会社

最終所持人 申立人

令和7年（家）第29号

大阪府豊中市名神口1丁目16番12号

申立人 名神工業株式会社

代表者代表取締役 八田 邦裕

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月29日

令和7年7月10日

東京簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 TL86937

金額 703,754円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社りそな銀行東京営業部

振出日 令和7年4月30日

振出地 東京都文京区

振出人 鹿島道路株式会社 取締役社長 吉田英信

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第30号
 千葉市緑区平山町1451番地1
 申立人 株式会社松本運送
 代表者代表取締役 賀来 晋平
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月29日
 令和7年7月10日 東京簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 B 048001
 金額 1,300,000円
 支払期日 令和7年6月6日
 支払地 東京都千代田区
 支払場所 株式会社三菱UFJ銀行神保町支店
 振出日 令和7年4月7日
 振出地 東京都千代田区
 振出人 鉄建建設株式会社 代表取締役社長
 伊藤 泰司
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和7年(家)第236号
 岐阜県羽島郡笠松町長池612番地2
 申立人 北川 敏男
 本籍岐阜県羽島郡笠松町長池612番地2、最後の住所岐阜県羽島郡笠松町長池612番地の2
 不在者 北川トシ子
 昭和14年10月30日生
 届出期間満了日 令和7年11月10日
 岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第5133号
 新潟市中央区万代1丁目2番3号コープ野村万代1308号
 申立人 長谷川登美子
 本籍新潟県新潟市西区寺尾東2丁目2番、最後の住所新潟市西区寺尾東2丁目2番18号
 不在者 山口 昭平
 昭和15年9月10日生
 届出期間満了日 令和7年11月20日
 新潟家庭裁判所

令和7年(家)第114号
 三重県津市久居藤ヶ丘町2656番地97
 申立人 伊藤 雅一
 本籍愛知県名古屋市中村区佐古前町1818番地、最後の住所三重県津市久居藤ヶ丘町2656番地97
 不在者 伊藤 佳正
 昭和6年3月7日生
 届出期間満了日 令和7年11月10日
 津家庭裁判所

令和7年(家)第111号
 兵庫県豊岡市出石町宵田22番地
 申立人 吉村 妙子
 本籍兵庫県豊岡市出石町宵田22番地、最後の住所兵庫県豊岡市出石町宵田22番地
 不在者 吉村 達美
 昭和16年3月3日生
 届出期間満了日 令和7年11月21日
 神戸家庭裁判所豊岡支部

令和7年(家)第76号
 大阪府門真市新橋町1番18-611号
 申立人 伊藤 一広
 本籍愛媛県西条市黒瀬甲453番地、最後の住所愛媛県西条市氷見乙907番地15
 不在者 伊藤サキ子
 昭和12年8月27日生
 届出期間満了日 令和7年11月7日
 松山家庭裁判所西条支部

失踪宣告

令和6年(家)第9064号
 国籍韓国、最後の住所不明
 不在者 朴 碩坤
 生年月日不詳
 令和7年6月21日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2233号
 本籍兵庫県姫路市二階町24番地、最後の住所不明
 不在者 鎌原 尚子
 昭和18年9月1日生
 令和7年7月4日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第283号
 本籍神奈川県秦野市菖蒲1103番地5、最後の住所神奈川県秦野市菖蒲1103番地の5
 不在者 門脇 繁一
 昭和14年12月1日生
 令和7年7月4日失踪宣告審判確定
 横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

令和6年(家)第292号
 国籍フィリピン共和国、最後の住所不明
 不在者 ボルトンビセンテ、アンドレア
 西暦1974年7月27日生
 令和7年7月1日失踪宣告審判確定
 静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

令和6年(家)第2398号
 本籍大阪府高槻市松川町766番地77、最後の住所大阪府高槻市松川町9番4号
 不在者 西島 隆二
 昭和14年11月4日生
 令和7年7月5日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第966号
 本籍北海道寿都郡黒松内町字黒松内34番地、最後の住所北海道寿都郡黒松内町以下不詳
 不在者 山本 愛子
 昭和9年3月15日生
 令和7年7月5日失踪宣告審判確定
 阿館家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1091号
 本籍熊本県熊本市中央区新屋敷1丁目18番地1、最後の住所福岡県福岡市南区弥永2丁目5番17号
 不在者 武原 芳久
 昭和17年1月2日生
 令和7年7月5日失踪宣告審判確定
 福岡家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第597号
 本籍北九州市小倉南区徳力団地5番地104、最後の住所北九州市門司区風厨3丁目1番34号
 不在者 関 史夫
 昭和21年4月8日生
 令和7年7月4日失踪宣告審判確定
 福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第3308号
 本籍岩手県久慈市枝成沢第十三地割140番地4、住所東京都大田区蒲田本町2-19-4
 申立人(失踪者) 大下 紀博
 昭和33年12月31日生
 令和7年7月3日失踪宣告取消審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第116号
 本籍岡山県久米郡美咲町錦織1633番地、住所川崎市川崎区日進町9-17川崎家2階15号室
 失踪者 森岡 實
 昭和23年1月18日生
 令和7年7月1日失踪宣告取消審判確定
 横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第373号
 本籍大阪府高槻市上本町6番、住所名古屋市北区八代町1丁目65番地 メイトク寮301号
 申立人(失踪者) 加藤 勇貴
 昭和55年1月18日生
 令和7年7月1日失踪宣告取消審判確定
 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第740号
 本籍愛媛県今治市朝倉下甲957番地1、住所大阪市西淀川区中島1丁目13番28号
 申立人(失踪者) 白石 友志
 昭和40年3月11日生
 令和7年7月4日失踪宣告取消審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号
 岐阜県美濃市曾代66番地
 申立人 株式会社東海化成
 代表者代表取締役 景山 昌治
 申立人代理人弁護士 久保田 宏
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月10日
 令和7年7月14日 津島簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 Y J 001344
 金額 120,736円
 支払期日 令和7年3月31日
 支払地 愛知県愛西市
 支払場所 いちい信用金庫佐屋支店
 振出日 令和6年12月31日
 振出地 愛知県愛西市
 振出人 株式会社イケックス。 代表取締役
 池口 武徳
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第2号
 岐阜県美濃市曾代66番地
 申立人 株式会社東海化成
 代表者代表取締役 景山 昌治
 申立人代理人弁護士 久保田 宏
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月11日
 令和7年7月14日 津山簡易裁判所
 (別紙) 目録
 為替手形 1通
 手形番号 B A64504
 金額 278,450円
 支払期日 令和7年3月10日
 支払地 岡山県津山市
 支払場所 株式会社中国銀行津山東支店
 振出日 白地
 振出地 白地
 振出人 白地
 引受人 早瀬工業株式会社 代表取締役 早瀬
 三規男
 受取人 白地
 最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3003号

大阪市中央区南船場2丁目2番28号
 債務者 株式会社アイティエンド(旧商号シ
 ソーラス株式会社)
 代表者代表取締役 荒井 雄彦
 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋希
 大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始及び免責許可申
立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第69号

宮城県大崎市古川浦町11番32号
 債務者 犬野 さえ

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 富田 成人
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時25分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
- 令和7年(フ)第100号**
 愛知県豊田市五ヶ丘8丁目12-12、住民票上の住所奈良県大和高田市旭北町9番20号(前住所)奈良県大和高田市大字奥田10番地1
 債務者 大平 義人
- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 郷原 章裕
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
- 令和7年(フ)第125号**
 奈良県香芝市真美ヶ丘7丁目12番15-301号
 債務者 佐賀屋こと 園田 博文
- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 後藤 周平
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時40分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
- 令和7年(フ)第157号**
 愛知県あま市甚目寺沖田49番地3
 債務者 其川 幸太
- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 佐藤 有美
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

- 令和7年(フ)第17号**
 千葉県鴨川市浜萩1627番地1・1627番地2合併1 磯貝方
 債務者 山本 哲子
- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 吉橋祐一朗
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係
- 令和7年(フ)第20号**
 千葉県香取市大戸川129番地
 債務者 石橋 祐介
- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 足立 啓輔
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後3時
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
千葉地方裁判所佐原支部
- 令和7年(フ)第52号**
 秋田県湯沢市愛宕町3丁目2番30号
 債務者 菊江 清子
- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 虹川 高範
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午前11時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
秋田地方裁判所横手支部
- 令和7年(フ)第53号**
 秋田県湯沢市清水町3丁目6番13号
 債務者 菊江誠太郎
- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 虹川 高範
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日午後1時40分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第1213号**
 東京都立川市柏町2丁目48番地の3シャトレーヌ柏101号
 債務者 小川 辰男
- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 伊藤 由子
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午前11時45分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第41号**
 秋田県能代市中和1丁目6番3号
 債務者 仙北 哲
- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 岩崎 康宏
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前10時45分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
秋田地方裁判所能代支部
- 令和7年(フ)第428号**
 栃木県宇都宮市御幸本町4870番地70 パールキューブ105、前住所神奈川県鎌倉市台5丁目12番2号
 債務者 塚本 祐行
- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 服部 有
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日午後1時40分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第196号 岐阜市北一色3丁目12番21号 債務者 学生専科信州屋こと原 弘 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 見田村勇磨 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 岐阜地方裁判所	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所富士支部	4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀文 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第78号 富山県南砺市細野355番地 債務者 田中 勇孝 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩 健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 富山地方裁判所高岡支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所富士支部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日午後3時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日前1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田慎一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第121号 静岡県富士市浅間本町1番24号 ロイヤルタウン浅間203号、前住所広島県江田島市沖美町三吉2118番地13 債務者 岡 健司 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木真二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日前2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所富士支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越後 雅俊 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日前10時35分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第122号 静岡県富士市天間674番地の2 シティハイムウメハラ102号 債務者 西野 圭 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北館 篤広 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで	6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 津地方裁判所松阪支部
令和7年(フ)第49号 栃木県那須塩原市東原14番地70 債務者 吉村 幸男 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木野 直		4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日午後4時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月24日前1号 衣笠病院アネックス棟2F 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 神奈川県横須賀市森崎5丁目7番4号メゾンやべやま2号、前住所神奈川県横須賀市小矢部2丁目24番1号 衣笠病院アネックス棟2F	

令和7年(フ)第953号 東京都調布市八雲台2丁目22番地10 債務者 福澤 豊 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 幸臣 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鬼塚 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 広樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第89号 富山県南砺市小坂265番地 債務者 パーソナル・ネットワーク・サービス こと 北村 孝志 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 美穂 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久間 孝平 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 悠輔 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舞 信也 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第10号 新潟県加茂市学校町10番17号 債務者 坂上 佳央 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻澤 広子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 貢献状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮原 誉邦 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊介 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井麻起子 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1071号 福岡市博多区板付4丁目3番3号 ウエルネス福岡II 303号 債務者 平川 広道	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 考 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐渡麻奈美 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木名瀬広暁 4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
令和7年(フ)第952号 福岡市早良区荒江2丁目13番1-706号 荒江四つ角ビル 債務者 原 正幸	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮腰 英洋	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 皆川 裕孝(旧姓社本)	4 貢献状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時5分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第52号 山形県米沢市門東町3丁目2番35号 債務者 淀川亮太郎 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神原 祐哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 山形地方裁判所米沢支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第531号 福岡県福津市津丸1189番地の6 ヴィラージュK-B101 債務者 井上 舞(旧姓高川) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 智絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 成見 晓子 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第86号 福島県双葉郡富岡町字夜の森南3-26-1 セレーノ102、住民票上の住所岡山県笠岡市北木島町2990番地2 債務者 本橋 一生 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫛田 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所いわき支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第277号 岡山県岡山市中区藤崎704番地3 ボヌール光亦2-2-1 債務者 高橋由香里(旧姓宮崎・荒木) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片山 裕之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 智絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第137号 茨城県古河市中央町1丁目10番38号 債務者 有瀧 久雄 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齋藤 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後4時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所下妻支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第343号 岡山市南区福島2丁目20番17号 プリムローズ福島102 債務者 岸田 怜莉(旧姓鼻岡) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 佳奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第177号 群馬県伊勢崎市塙町380番地1 江伸莊8、 旧住所群馬県伊勢崎市粕川町1597番地9 債務者 金井 康夫 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第368号 岡山市北区昭和町7番23号 債務者 畠山 明宏 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飛山 美保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲吉 佑紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第285号 新潟市中央区二葉町2丁目5167番地2 債務者 小林 裕子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川伸樹	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第126号 広島県福山市南蔵王町3丁目6番16-101号、 旧住所広島県福山市走島町291番地2 債務者 高橋 正浩 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩田 啓祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古本 栄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
		令和7年(フ)第72号 福岡県飯塚市多田88番地152 債務者 柴田 健太 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古本 栄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江崎 拓己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
		令和7年(フ)第108号 宮崎市祇園1丁目55番地 メディパレス祇園201号 債務者 甲斐 俊二	令和7年(フ)第296号 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4304番地1 債務者 西田 泰生 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 達満 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 宮崎地方裁判所破産係
			破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

<p>令和7年(フ)第1507号 名古屋市中川区大字1番地の6 万場荘T-7棟105号、従前の住所名古屋市中川区長須賀2丁目304番地の1 債務者 柴山 直人 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1590号 名古屋市中村区稻上町2丁目65番地 マンション利兵203号 債務者 文井 学 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第1132号 さいたま市西区大字佐知川155番地10 サニーコート102 債務者 上野 蘭(旧姓兼本) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第1521号 名古屋市天白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮 債務者 村上 徹 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第172号 愛知県豊橋市大岩町字北山388番地1 レオパレスF L O R I A II 207 債務者 竹内 章人 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第1185号 さいたま市見沼区大字蓮沼411番地10 リビットはうす見沼、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼1472番地15 債務者 大村成守こと 李 成守 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第1563号 名古屋市瑞穂区亀城町5丁目32番地の5 渚荘10号 債務者 高岡 正友 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第203号 愛知県豊橋市王ヶ崎町字上原1番地の18 県営王ヶ崎住宅4棟405号 債務者 杉下久美子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第371号 埼玉県入間郡越生町大字越生658番地5 債務者 高橋 律 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>
<p>令和7年(フ)第1583号 名古屋市南区千鶴通5丁目4番地の1 三宝住産ビル4B号 債務者 姫野 真 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第470号 北九州市八幡西区大浦1丁目3番21号(101号)、前住所長崎市竿浦町539番地 債務者 吉田 隆 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1115号 さいたま市見沼区東大宮1丁目90番地4 ベルフラットB203 債務者 福田 昭一 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>
<p>令和7年(フ)第1117号 埼玉県南埼玉郡宮代町川端1丁目14番34号 債務者 関根 愛美(旧姓鈴木) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1120号 埼玉県見沼区東大宮1丁目90番地4 ベルフラットB203 債務者 福田サチ子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第400号 埼玉県所沢市北有楽町7番3-102号 クレアージュ航空公園、前住所埼玉県所沢市大字荒幡937番地の3 債務者 斎藤 稔 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>

令和7年(フ)第465号
埼玉県坂戸市西坂戸4丁目11番地5 第三ら
ばんの城、前住所埼玉県坂戸市伊豆の山町11
番地(18-404)
債務者 遠藤 愛
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第483号
埼玉県所沢市並木7丁目1番地5-304
債務者 細尾 恭子
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第507号
埼玉県ふじみ野市西2丁目5番13号 オーク
上福岡202
債務者 内田 優美
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第362号
相模原市南区南台2丁目3番29号 南台ハイ
ム101
債務者 高橋千寿佳
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第294号
愛知県碧南市塩浜町3丁目69番地 グロリア
ス102号室、前住所千葉県流山市大字西深井
610番地の3 プレミアムC-205
債務者 甲斐 藍子(旧姓工藤・川野輪)

1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第350号

愛知県額田郡幸田町大字菱池字下田87番地
ペルテ菱池 201、前住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字池端47番地 (101)

債務者 高橋健太郎

1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第231号

函館市柏木町5番30号
債務者 垂井 千舟

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第234号

函館市富浦町125番地
債務者 笹山 浩一

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
 函館地方裁判所

令和7年(フ)第241号

函館市宮前町18番3号 レジェンド宮前2-101
債務者 高橋 房子

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第1091号

埼玉県朝霞市西弁財2丁目1番23-802号

債務者 佐藤 明子

1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1143号

埼玉県川口市戸塚3丁目27番15号 サンメゾン東川口 206号

債務者 角館 愛美

1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第861号

名古屋市中区栄1丁目30番15号 莊苑御園317号、従前の住所名古屋市熱田区神宮4丁目9番14号 新宮坂荘

債務者 間中 義明

1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1398号

名古屋市港区当知3丁目3903番地 ヴィラ当知103号

債務者 金子 純

1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1431号

名古屋市名東区牧の里2丁目206番地の2
債務者 黒田 卓

1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1479号

愛知県半田市宮本町5丁目314番地の4
債務者 和地 誠

1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1517号

名古屋市守山区太田井6番34号 ファミユ
喜多山106号
債務者 稲垣 紀枝

1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1553号

愛知県大府市江端町4丁目28番地の3
債務者 坂井真紀子

1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第165号 愛知県一宮市東五城字東備前20番地1 セジュール陽103号 債務者 中村千代美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第3023号 大阪市平野区喜連西1丁目19番15号 グレーシュ喜連 104 債務者 橋本 由加(旧姓矢上) 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第474号 札幌市中央区宮の森1条4丁目1番10号 口 フランセ宮の森205号 破産者 生田 雅夫 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第165号 岡山県倉敷市玉島乙島6187番地17 債務者 坂東 樹莉 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	破産手続廃止	令和6年(フ)第150号 神奈川県横須賀市佐島の丘2丁目15番2号 破産者 合同会社レフォルマーレ 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年(フ)第64号 秋田市新屋町字新町後278番地2 センチュリー21B 102 破産者 有限会社高橋技研 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第181号 福岡県久留米市国分町1303番地9 債務者 石部 都 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和6年(フ)第230号 長崎県佐世保市柚木町1917番地39 破産者 株式会社川内総建 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和5年(フ)第322号 岐阜市若杉町13番地1(りらいぶ岐阜)、前 住所岐阜市六条大溝3丁目5-9(りらいぶ 六条)(開始決定時の住所)岐阜市敷島町5丁 目1番地(センジュ敷島)(前住所)岐阜市則 武15番地(パールハイツ94-103号室) 破産者 亡高橋哲雄相続財産(開始決定時の表 示 高橋哲雄 法定代理人成年後見人 大畑 敦美) 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第28号 兵庫県豊岡市日高町鶴岡37番地の7 破産者 株式会社岡崎工務店 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第71号 長崎県佐世保市皆瀬町48番地51 山口アパー ト1F 債務者 松山 紗子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和7年(フ)第49号 鹿児島県薩摩川内市大小路町55番1号 破産者 haruhana合同会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	令和6年(フ)第827号 大阪市浪速区日本橋5丁目16番5-305号 破産者 澤永 拓己 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第313号 岡山市南区妹尾2685番地4 破産者 株式会社ライズ工業 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第244号 札幌市豊平区月寒東3条4丁目5番2号 破産者 株式会社アークテック 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第624号 神戸市中央区東町116番地2 オールドブライ トビル805号 破産者 株式会社モデスト	令和6年(フ)第532号 愛媛県八幡浜市布喜川丁161番地4、破産手 続開始決定時の住所岡山市北区庭瀬291-2 シャンティ吉備B棟103号 破産者 新谷 紗代(旧姓秋山) 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第94号 鹿児島県薩摩川内市中郷町6485番地7 破産者 株式会社薩摩きら農園俱楽部 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 破産手続廃止及び免責許可決定	令和7年(フ)第43号 長崎県佐世保市桜木町669番地 桜木住宅1番館606 破産者 牛島 知幸 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第566号 東京都日野市大字日野574番地の2、1-105 破産者 有限会社味好屋石崎商店 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第277号 岡山県倉敷市中島1167番地4 A-202、破産開始決定時の住所岡山県倉敷市中島1059番地3 破産者 竹本 直人 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第44号 長崎県西海市西海町丹納郷2698番地1 破産者 中富 翼 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和7年(フ)第378号 群馬県藤岡市小林975番地1 特別養護老人ホーム ライフゆうかり(開始決定時の住所) 群馬県伊勢崎市連取元町273番地3藤和の苑、住民票上の住所群馬県藤岡市本郷876番地県住79D棟77号 破産者 板垣 順弘 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第567号 東京都日野市大坂上3丁目11番地の1都営日野大坂上3丁目アパート12-104 破産者 石崎 方俊 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第31号 福岡県行橋市大字上檢地52番地29 破産者 中 美咲(旧姓蘭) 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	令和7年(フ)第53号 長崎県佐世保市田原町17番29号 破産者 岩崎 幸春 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和7年(フ)第113号 埼玉県本庄市若泉2丁目9番27号 破産者 蘇原 直輝 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第568号 東京都日野市大坂上3丁目11番地の1都営日野大坂上3丁目アパート12-104 破産者 石崎加登里 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第429号 沖縄県那覇市字仲井真1番地 コーポ喜楽301 破産者 野原 学 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第53号 鹿児島県阿久根市塙鶴町2丁目51番地 市営鶴見タウンC棟101号 破産者 宮崎 公弘 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和7年(フ)第20号 新潟市東区大山1丁目6番9号 破産者 成田 純子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第793号 東京都福生市武蔵野台2丁目33番地35ハイツフリージアB-201号室 破産者 友利 誠 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第149号 千葉県木更津市畔戸1926番地(金田西8街区1-2画地)ラ・カーサ・フェリーチェA301 破産者 千葉 紀之 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第65号 秋田市新屋町字新町後278番地2 センチュリー21 B102 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年(フ)第100号 新潟市東区牡丹山4丁目7番16号、申立時の住所新潟市東区江南6丁目3番地8 パレットはうす江南 破産者 荒井 忍 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第26号 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字南原7353番地2 破産者 株式会社明和電機	1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	破産者 高橋 孝蔵	

令和7年(フ)第765号	名古屋市中村区烏森町7丁目206番地の11 ココマンション201号、従前の住所愛知県あま市坂牧西之宮11番地3 破産者 加藤美也子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第35号	神戸市兵庫区荒田町3丁目74番25号 破産者 新井健太郎 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第103号	神戸市垂水区南多聞台2丁目2番4-306号 破産者 濱野由紀子 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第132号	兵庫県三田市あかしあ台3丁目28番地 3棟201号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台4丁目4番地1 3棟301号 破産者 松本 匡史 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第14号	島根県大田市大田町大田八12番地 破産者 大草富士子

令和6年(フ)第134号	1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部
令和6年(フ)第100号	島根県出雲市大社町入南893番地1、前住所広島県福山市沖野上町1丁目12番2-301号 破産者 小銀 克彦 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部
令和6年(フ)第517号	岡山市東区瀬戸町笹岡646番地1 破産者 秋山 博 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第198号	広島県府中市府川町1番地1 M-1 405、旧住所広島県府中市出口町470番地1 破産者 川平 国秀 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第40号	山口市平井1123番地1 平成団地A棟107号 破産者 吉村 康 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所所長
令和7年(フ)第173号	神奈川県秦野市水神町7番18号 プレミール1 101号 破産者 青木 和也 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第178号	1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第200号	神奈川県厚木市旭町5丁目46番6号 センチュリー21厚木302 破産者 阿久津由香里 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第61号	長野県上伊那郡宮田村2317番地1 破産者 小林 広志 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部
令和6年(フ)第4628号	兵庫県西宮市丸橋町8番18-101号 破産者 大西 貞夫 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第852号	広島県山県郡北広島町南方5340番地 破産者 出口 辰司 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第266号 広島市南区皆実町5丁目1番4号 破産者 香川 大輔 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第30号 佐賀県杵島郡大町町大字大町8732番地9 破産者 川崎 君子 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部	令和6年（フ）第19号 岐阜県多治見市平和町8丁目54番地 破産者 株式会社サトウ 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年（フ）第2165号 北海道江別市東野幌町1番地の9 サーム野幌駅918号 破産者 成田 たけ 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第300号 広島市安佐南区八木3丁目37番3-1号 破産者 山本めぐみ 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第32号 佐賀県唐津市双水2690番地95、住民票上の住所佐賀県唐津市北波多田中1605番地34 破産者 塚本 满 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所唐津支部	令和6年（フ）第185号 岡山県笠岡市笠岡4843番地4 破産者 森山 紀幸 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年（フ）第2282号 札幌市中央区北12条西16丁目1番26-503号 破産者 武山 大祐 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第308号 広島市西区庚午北1丁目24番19-104号 破産者 宮原 一之 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年（フ）第21号 千葉県館山市上真倉1744番地の6 破産者 佐久間道行 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係	令和6年（フ）第165号 長崎県佐世保市小佐々町黒石525番地1 アートインサンヴェール1202号 破産者 松澤 安彦 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和6年（フ）第2401号 札幌市中央区南4条東4丁目1番地72 スペース南4条1006号 破産者 本山 千弘 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第10号 広島県竹原市下野町2747番地 破産者 今井 正美 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部	令和6年（フ）第27号 島根県大田市長久町長久1590番地3 破産者 株式会社よつば 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部	令和6年（フ）第421号 大分県別府市大字鶴見2800番地の22、申立時の住所大分県由布市挾間町下市734番地1 グレイス祇園E204 破産者 吉川 周（旧姓清松） 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（フ）第27号 岩手県八幡平市大更第18地割50番地421、開始決定時の住所岩手県八幡平市大更第22地割264番地7 破産者 山本 浩 1 決定年月日 令和7年7月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（フ）第1号 佐賀県武雄市武雄町大字昭和700番地 破産者 山浦 誠也 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部	令和5年（フ）第73号 長野県伊那市西町5237番地1 破産者 有限会社稻垣商事 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部		

令和5年(フ)第2142号
名古屋市緑区横吹町401番地の2 コンセール徳重ヴェール式番館505号
破産者 堀田 実
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第29号
京都府福知山市厚中町143番地の2 シャーメゾンあかね101号、開始決定時の住所兵庫県豊岡市日高町鶴岡37番地の17
破産者 岡崎 澄子
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和6年(フ)第30号
兵庫県豊岡市出石町日野辺776番地の33 リバーサイドくらもち101、開始決定時の住所兵庫県豊岡市日高町鶴岡37番地の17
破産者 岡崎 規
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和6年(フ)第57号
島根県大田市久手町波根西23番地4、前住所島根県大田市久利町行恒302番地5
破産者 高橋 ゆか
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和6年(フ)第8号
島根県出雲市大津町2109番地10
破産者 勝部 博
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和5年(フ)第202号
広島県福山市多治米町1丁目23番1—102号、旧住所広島県福山市新市町大字宮内1578番地
破産者 柳田 千代
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第82号
広島県福山市駅家町大字万能倉740番地12、住民票上の住所広島県福山市神辺町字箱田568番地1
破産者 村上 勇斗
1 決定年月日 令和7年7月22日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和5年(フ)第380号
函館市昭和4丁目25番3号
破産者 板橋 弘子
1 決定年月日 令和7年7月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和6年(フ)第662号
横浜市瀬谷区下瀬谷2丁目8番地10
破産者 梶本 博之

1 決定年月日 令和7年7月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第8号
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第20号
愛知県豊田市四郷町森前南8番地1 Tステージ四郷駅前ザ・リード705号、破産手続開始決定時の住所岐阜県多治見市平和町8丁目55番地
破産者 佐藤 富工
1 決定年月日 令和7年7月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所多治見支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第79号
福岡県豊前市大字今市111番地1 (開始決定時の住所:福岡県豊前市青豊12番地5 コーポ篠田C棟)
破産者 梅田 輝敏
1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
2 一般調査期日 令和7年9月11日午前11時30分
令和7年7月18日

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第88号
福岡県久留米市国分町1907番地10 セントラルパークII 203号、前住所福岡県久留米市国分町1670番地 グランモア105号
破産者 原武 伸次
1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
2 一般調査期日 令和7年9月11日午前10時30分
令和7年7月22日

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第24号
鹿児島県薩摩郡さつま町轟2番地16
破産者 久保 大地

1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
2 一般調査期日 令和7年9月30日午前10時10分
令和7年7月18日

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第286号
愛知県豊明市栄町館36番地の1
破産者 株式会社ふじや
1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
2 一般調査期日 令和7年10月21日午後2時
令和7年7月22日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第5319号
大阪府豊中市名神口3丁目1番31号
破産者 有限会社ノバテックトラスティ
1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
2 一般調査期日 令和7年9月29日午後2時50分
令和7年7月22日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第345号
神戸市須磨区多井畠南町15番地の4
破産者 有限会社JBC
1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
2 一般調査期日 令和7年10月15日午前10時40分
令和7年7月22日

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第498号
大津市真野1丁目30—34、住民票上の住所滋賀県栗東市十里417番地10
破産者 内藤 寿光
1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
2 一般調査期日 令和7年11月7日午前10時20分
令和7年7月18日

大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第5278号
大阪府東大阪市長堂1丁目13番11号 Par nassius I 101
破産者 藤岡 誠二
1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
2 一般調査期日 令和7年10月16日午後2時30分
令和7年7月23日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1683号 大阪市東淀川区豊里6丁目19番14-7号 破産者 松井 孝憲 1 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 2 一般調査期日 令和7年10月20日午後2時50分 令和7年7月23日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第237号 滋賀県彦根市大藪町192番地25(C-105号)、 開始決定時の住所滋賀県彦根市野良町340番地8(1006号) 破産者 佐藤 哲夫 1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 2 一般調査期日 令和7年11月10日午後1時30分 令和7年7月23日 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第379号 愛知県高浜市二池町4丁目207番地11 破産者 鎌倉 琴美 1 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 2 一般調査期日 令和7年11月4日午後2時10分 令和7年7月23日 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第484号 岡山市北区平野889番地1 フローラル平野102 破産者 椿 雄一郎 1 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 2 一般調査期日 令和7年10月21日午前11時10分 令和7年7月22日 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第32号 岡山県倉敷市帶高69番地6 中村コーポA202、開始決定時の住所岡山市南区三浜町2丁目8番7-1号 破産者 谷本 雅彦 1 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 2 一般調査期日 令和7年10月28日午前10時40分 令和7年7月22日 岡山地方裁判所第3民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間 令和7年(フ)第5号 宮崎県延岡市川原崎町182番地4 破産者 吉田 昌史 1 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで 2 一般調査期間 令和7年10月6日から令和7年10月14日まで 令和7年7月23日 宮崎地方裁判所延岡支部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第498号 札幌市厚別区厚別中央5条4丁目11番23号 クリスタルハイツRⅡ-102号 破産者 石山 璃桜 異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月22日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第796号 大阪市西区新町2丁目18番9号 601 破産者 輪だちこと 三谷 清貴 異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月22日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第283号 大阪市浪速区元町3-12-25プレアデス元町503号、住民票上の住所兵庫県加古郡稻美町六分-1178番地の316 破産者 渡邊 由衣 異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日 大阪地方裁判所第6民事部
特別清算開始
令和7年(ヒ)第3号 千葉県成田市飯仲45番地 清算株式会社 株式会社ガイア 代表清算人 吉田 薫 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算終結 令和7年(ヒ)第2030号 東京都文京区本駒込2丁目10番4号四季ビル千石1階 清算株式会社 水野エムアンドエム株式会社 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事第20部
特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第2020号 東京都千代田区大手町2丁目3番2号 清算株式会社 ライフタイムコンサルティング株式会社 代表清算人 西村 謙三 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 次の協定を認可する。 協定
1 清算株式会社は、協定債権者(以下「本件協定債権者」という。)に対し、令和7年8月末日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。 2 前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。 3 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。 4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本件協定債権者が第3項により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。 5 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上 東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集 令和6年(再)第4号 福岡県田川市大字伊田2621番地3 再生債務者 株式会社デザインステーション 1 決議に付する再生計画案 再生債務者提出の令和7年6月30日付け(令和7年7月7日修正)再生計画案 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの 3 債権者集会 (1) 期日 令和7年9月2日午前10時 (2) 会議の目的 再生計画案の決議 4 書面投票期間 令和7年8月22日まで 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年8月12日 令和7年7月15日 福岡地方裁判所第4民事部
小規模個人再生による再生手続開始
令和7年(再イ)第26号 秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花10番地73 再生債務者 大渕 広成 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月3日まで 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第15号 栃木県那須塩原市東三島6丁目397番地25 再生債務者 代行N i g h tこと 斎藤 孝一 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月3日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(再イ)第4号 岐阜県大垣市室村町2丁目5番地3 再生債務者 平島政記こと EDSON M A S S A K I H I R A S H I M A 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで 岐阜地方裁判所大垣支部

令和7年（再イ）第21号 滋賀県犬上郡甲良町大字尼子773番地 再生債務者 正木 直紹 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで 大津地方裁判所彦根支部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月19日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月5日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第260号 大阪市西成区花園南1丁目7番20-603号 FDSフェリーチエ 再生債務者 中田 昌拡 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第30号 長崎県長崎市錦2丁目27番14号 シティハウスマ錦201号室 再生債務者 前川 徳義 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月17日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第29号 北海道旭川市末広3条5丁目6番6号 再生債務者 岩谷 孝博 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第6号 長崎県佐世保市小佐々町黒石82番地1 レジデンス黒石C-102 再生債務者 河崎 謙二 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月5日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第287号 ワシントン州バンクーバー市北東700番地117番通り15号室（住民票上の住所）大阪市平野区加美南2丁目5番2-811号 再生債務者 ランドール千香子（旧姓下田） 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第14号 長崎県佐世保市松瀬町1017番地1 ハイツS 102号 再生債務者 原崎 美幸 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月4日まで 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月24日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係	令和7年（再イ）第42号 大阪府泉南市新家613番地の7 再生債務者 葉原 紀人 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年（再イ）第42号 山梨県中央市布施2670番地6 再生債務者 松北アケミこと マツキタ ベザラ アンジェラ アケミ	1 決定年月日時 令和7年7月22日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第43号 大阪府貝塚市地蔵堂53番地5-2-703 再生債務者 谷口 宅 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第47号 大阪府岸和田市中井町1丁目18番34号 再生債務者 福田 泰孝 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第30号 和歌山市小倉72番地8 再生債務者 田中 佑人 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年（再イ）第27号 静岡県沼津市神田町8番15号 アプリコットKANDA201 再生債務者 斎藤 健一 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第10号 三重県名張市豊後町269番地8 再生債務者 宮崎 陽子 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 津地方裁判所伊賀支部 令和7年（再イ）第29号 大津市唐崎1丁目16番35号 再生債務者 中尾 武彦	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月10日まで 大津地方裁判所民事部再生係 令和7年（再イ）第9号 滋賀県長浜市八幡東町261番地1 フォーリストヴィレッジ2番館 203号室 再生債務者 阿河 純一 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 大津地方裁判所長浜支部個人再生係 令和7年（再イ）第236号 大阪市東淀川区淡路1丁目14番9号 再生債務者 魔法のパンケーキプランチ松井山手店こと 吉岡 健二 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第8号 香川県綾歌郡宇多津町大字東分49番地32 再生債務者 古川 恭子 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月17日まで 高松地方裁判所丸亀支部 令和7年（再イ）第9号 香川県丸亀市川西町北419番地1 アイネスト城辰北A棟203号（前住所）香川県坂出市府中町971番地33 A棟102号 再生債務者 富山 加苗	1 決定年月日時 令和7年7月23日午前11時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月17日まで 高松地方裁判所丸亀支部 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第65号 横浜市都筑区川和町515番地7 パストラルエム202 再生債務者 三瓶 一登 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで 令和7年7月23日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第70号 千葉県船橋市二和西3丁目19番8号 フルハウスA-204号 再生債務者 木部 裕太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月8日まで 令和7年7月22日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第72号 千葉市花見川区浪花町908番地 パープルハウス203号 再生債務者 田山 康次 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月8日まで 令和7年7月22日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第1号 群馬県伊勢崎市堀下町1166番地8 再生債務者 尾藤 央隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月22日 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年（再イ）第31号 埼玉県久喜市上清久730番地4 再生債務者 佐藤美和子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月22日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年（再イ）第15号 岐阜県各務原市那加前野町2丁目56番地1（グリーンコート105号） 再生債務者 三國 尊彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月22日 岐阜地方裁判所 令和7年（再イ）第109号 名古屋市名東区よもぎ台1丁目1410番地 再生債務者 大石 菜那 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月22日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第117号 名古屋市天白区西入町46番地 再生債務者 西村 龍聖 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月22日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第5号 長野県東筑摩郡筑北村東条2718番地2 再生債務者 一之瀬興一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月15日まで 令和7年7月18日 長野地方裁判所松本支部
---	---	---

令和7年(再イ)第20号	愛知県岩倉市大市場町郷前212番地 ラ フィーネ102号 再生債務者 黒木 孝浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月18日
	名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(再イ)第4号	福島県郡山市日和田町字千峯坦79番地 リー スランド千峯坦D102号 再生債務者 阿部由紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月18日
	福島地方裁判所郡山支部再生係
令和7年(再イ)第6号	福島県安達郡大玉村玉井字守谷山37番地816 再生債務者 堀金 玉枝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月18日
	福島地方裁判所郡山支部再生係
令和7年(再イ)第10号	福島県郡山市大槻町字仁池向9番地 県営住 宅01棟206号 再生債務者 高橋 利香 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月18日
	福島地方裁判所郡山支部再生係
令和7年(再イ)第11号	福島県郡山市四十万5丁目76番地1 再生債務者 益田 恭行 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月23日
	金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第23号	大阪府枚方市津田山手2丁目23番14号 再生債務者 植村 良一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月22日
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第48号	大阪市此花区梅香3丁目32番11号 再生債務者 松田 愛(旧姓古江) 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月22日
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第208号	大阪府守口市大久保町1丁目11-22(住民票 上の住所 大阪府守口市南寺方東通4丁目11 番17号) 再生債務者 長浜 知宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月22日
	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第49号	和歌山市楠見中302番地5 再生債務者 隅藏 成浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月22日
	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第2号	沖縄県沖縄市高原5丁目2番29号 ニューラ イフ高原303 再生債務者 徳元 裕司 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月22日
	那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(再イ)第4号	福島県喜多方市塙川町御殿場2丁目21番地 ウエストリバーヒルズ 205 再生債務者 清野 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 20日まで 令和7年7月23日
	福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係
令和7年(再イ)第9号	福島県郡山市静町21番8号 再生債務者 八巻 裕志 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 21日まで 令和7年7月22日
	福島地方裁判所郡山支部再生係
令和7年(再イ)第9号	愛知県岡崎市福岡町字天白6番地 ガーデン シティ 206 再生債務者 堀田 大 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで 令和7年7月23日
	名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第27号	京都府宇治市五ヶ庄西田24番地の16 再生債務者 玉村尚悠樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで 令和7年7月23日
	京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第3号	鹿児島県奄美市名瀬真名津町2番10号 再生債務者 西村 隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月22日
	鹿児島地方裁判所名瀬支部
小規模個人再生による再生計 画取消	
平成29年(再イ)第255号	千葉県市川市島尻1番44-1703号(クレスト シティタワーズ浦安) 再生債務者 橋本 俊一 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 平成31年4月19日に認可した再 生計画には、民事再生法に定める事由がある。 令和7年7月23日
	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和3年(再イ)第2号 広島県福山市山手町2丁目6番21号 再生債務者 かわさき接骨院こと 川崎 智弘 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和3年6月15日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。 令和7年7月22日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年(再イ)第15号 三重県四日市市ときわ5丁目3番23号 再生債務者 友松 良浩 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年7月23日 津地方裁判所四日市支部 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年(再ロ)第1号 沖縄県沖縄市古謝2丁目27番10号 再生債務者 豊里 由宇 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月5日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年(再ロ)第4号 大阪府大東市寺川3丁目12番31号 ヴィラ山中102号 再生債務者 嶋田 亮 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月19日まで 令和7年7月22日 大阪地方裁判所第6民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするについて異议があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらのお届けがないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
3 所在 河北郡津幡町字谷内シ 地番 1番3 地目 山林 地積 19平方メートル (所在等不明共有者 森田磯次郎の共有持分323分の10) (所在等不明共有者 柴田権右工門の共有持分 323分の6)
4 所在 河北郡津幡町字谷内シ 地番 1番4 地目 山林 地積 42平方メートル (所在等不明共有者 森田磯次郎の共有持分323分の10) (所在等不明共有者 柴田権右工門の共有持分 323分の6)
5 所在 河北郡津幡町字谷内シ 地番 1番5 地目 山林 地積 19平方メートル (所在等不明共有者 森田磯次郎の共有持分323分の10) (所在等不明共有者 柴田権右工門の共有持分 323分の6)
6 所在 河北郡津幡町字谷内シ 地番 1番6 地目 山林 地積 76平方メートル (所在等不明共有者 森田磯次郎の共有持分323分の10) (所在等不明共有者 柴田権右工門の共有持分 323分の6)
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和6年(チ)第68号 大阪市北区大淀南3丁目7番9号 申立人 株式会社エンジニアユニオン 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 大阪市西成区西萩町6番地 所有者 磯崎栄美子(別紙物件目録1及び3の登記記録上の氏名)、磯崎栄美子(別紙物件目録2の登記記録上の氏名) 届出期間満了日 令和7年9月14日 令和7年7月17日 大阪地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 大阪市西成区花園北二丁目 地番 72番10 地目 宅地 地積 387.89平方メートル 2 所在 大阪市西成区花園北二丁目 地番 72番9 地目 宅地 地積 141.69平方メートル 3 所在 大阪市西成区花園北二丁目72番地10 家屋番号 72番10 種類 共同住宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 94.44平方メートル 2階 167.17平方メートル
令和7年(チ)第22号 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市建築住宅局長 (亡岡本克司の最後の住所) 神戸市北区有野町唐櫃4番地の3 (亡岡本克司の不動産登記記録上の住所) 神戸市東灘区深江北町3丁目9番28号 所有者 亡岡本克司相続財産 届出期間満了日 令和7年9月16日 令和7年7月16日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ 地番 4番3 地目 宅地 地積 85.37平方メートル 2 所在 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ 地番 2番16 地目 宅地 地積 10.12平方メートル 3 所在 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ4番地 3 家屋番号 4番3 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 43.65平方メートル 2階 29.02平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第7号

東京都中央区日本橋大伝馬町6番8号PMO
日本橋大伝馬町5階
申立人 株式会社グランド
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所)八千代市八千代台西一丁目1番地
所有者 株式会社石井不動産部
届出期間満了日 令和7年9月16日
令和7年7月16日 千葉地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 八千代市八千代台西七丁目
地番 13番5
地目 宅地
地積 21.86平方メートル

令和6年(チ)第1号
千葉県成田市横山204番地48
申立人 株式会社ナリタファーム
同代表者代表取締役 坂部 勝義
(別紙物件目録記載1の土地について)
住居所 不明

(最後の住所) 東京都豊島区南大塚3丁目25番5-1004号

不明所有者 大竹 理智
(別紙物件目録記載2の土地について)
住居所 不明

(最後の住所) 東京都中野区中央3丁目22番2号
不明所有者 青柳 邦明

届出期間満了日 令和7年9月8日

令和7年7月16日 千葉地方裁判所佐倉支部
(別紙) 物件目録

1 所在 成田市横山字矢芝原
地番 204番142
地目 畑
地積 496平方メートル

2 所在 成田市横山字矢芝原
地番 204番149
地目 山林
地積 418平方メートル

令和7年(チ)第6号

静岡県熱海市伊豆山1番地の3
申立人 杉本 秀樹
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 热海市伊豆山1番地の10

所有者 和田 由江
届出期間満了日 令和7年9月16日
令和7年7月16日 静岡地方裁判所沼津支部
(別紙) 物件目録

所在 热海市伊豆山字向山
地番 1番10
地目 山林
地積 16平方メートル

令和7年(チ)第1号

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2407番地5
申立人 久経開発株式会社
代表者代表取締役 淺井 真美
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 鞍手郡鞍手町大字中山2451番地
所有者 香月 治郎
届出期間満了日 令和7年9月19日

令和7年7月16日 福岡地方裁判所直方支部
(別紙) 物件目録

1 所在 鞍手郡鞍手町大字中山字高ノ口
地番 2130番13
地目 山林
地積 671平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第14号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
申立人 輪島市長 坂口 茂
住所・居所 不明

(亡岩崎秋雄の最後の住所) 石川県輪島市大和町三井408番地)

(亡岩崎秋雄の不動産登記記録上の住所) 石川県輪島市久手川町石田61番地2)

所有者 亡岩崎秋雄相続財産

届出期間満了日 令和7年9月12日

令和7年7月17日 金沢地方裁判所輪島支部
(別紙) 物件目録

1 所在 輪島市大和町 408番地
家屋番号 408番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 129.83平方メートル
2階 26.64平方メートル
(附属建物の表示)

符合 1

種類 作業所
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 59.78平方メートル
2階 59.78平方メートル

会社その他のお詫び

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和6年11月15日
掲載頁 四十七頁 (号外第11711号)

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和7年7月18日
掲載頁 八十六頁 (号外第166号)

令和7年7月31日
札幌市中央区南八条西六丁目1016番地
(甲) 株式会社いちたかガスワン

代表取締役 佐藤 勝治
北海道千歳市清流11丁目6番4号

(乙) 日本共同サービス株式会社
代表取締役 脇坂 一哉
群馬県藤岡市淨法寺1168-1
(乙) WICEAD株式会社
代表取締役 櫻井 桃子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙の権利義務全部を承継して存続しこ・丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年7月11日

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月14日

(丙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月14日

令和7年7月31日
東京都港区新橋五丁目七番11号

(甲) シュアラスターホールディングス
株式会社
代表取締役 高間 一成
東京都港区新橋五丁目七番11号

(乙) シュアラスター株式会社
代表取締役 高間 一成
東京都港区新橋五丁目七番11号

(丙) ケミカルビル株式会社
代表取締役 高間 一成
東京都港区新橋五丁目七番11号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://k.secure.freee.co.jp/companies/210810/announces
(乙) https://k.secure.freee.co.jp/companies/988020/announces

令和7年7月31日
東京都江東区有明三丁目七番11号有明フロンティアビルB棟九階

(甲) 株式会社B
代表取締役 A
S
R
A
N

(乙) WICEAD株式会社
代表取締役 塩田 弘

(乙) WICEAD株式会社
代表取締役 櫻井 桃子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲・乙) 確定した最終事業年度はありません。
令和七年七月三十一日
東京都港区六本木一丁目三番五〇号

代表取締役社長 二神 亮介
(甲) 株式会社Abito
東京都港区六本木一丁目三番五〇号

代表取締役社長 山田 高寛
(乙) 株式会社FUNDIT Media Mergers
代表取締役社長 山田 高寛

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
済
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十四日
掲載頁 七十三頁(号外第一四一號)
令和七年七月三十一日

川崎市川崎区田辺新田一番一号
(甲) 富士電機株式会社
代表取締役 浅井 啓次
三重県いなべ市大安町高柳四〇〇番地の一
(乙) 株式会社高柳富士

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の積雪深自動モーティング(YUKIMI)事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司いますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
済

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十四日
掲載頁 七十三頁(号外第一四一號)
令和七年七月三十一日

川崎市川崎区田辺新田一番一号
(甲) 富士電機株式会社
代表取締役 浅井 啓次
三重県いなべ市大安町高柳四〇〇番地の一
(乙) 株式会社高柳富士

左記会社は吸収分割して、甲は乙のオルタナティブ資産に係る運用関連業務の一部に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表社員 株式会社ヒノデコープレーション
職務執行者 山岸 順彦
合同会社フジワラブルート
代表社員 株式会社HARAYA
職務執行者 十川 直幸
三F 合同会社舞菊
代表社員 菊井 育

組織変更公告
左記会社は吸收分割して甲は乙の積雪深自動モーティング(YUKIMI)事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司いますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
(乙) 三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 大山 一也

組織変更公告
左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区白金四丁目一三番一〇一～二〇一号
(甲) http://momo-ltd.com/balance-sheet
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
済

組織変更公告
左記会社は組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番四号
巴ビル二〇一号室
(乙) アクセルマーク株式会社
代表社員 杉本 恵

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都中野区本町一丁目三二番二号
(乙) アクセルマーク株式会社
代表取締役 松川 裕史

組織変更公告
当法人は、労働者協同組合に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の名称は、労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ蒲公英とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

兵庫県三木市別所町花尻字道付野六五二番
ZKZA TRADING合同会社
代表社員 アブデルワリ
効力発生日変更公告
当社は、令和七年八月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十月一日に変更いたしました

令和七年七月三十一日

東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号

有限会社ナゴヤ商会
取締役 堀江 将仁

令和七年七月三十一日

山梨県北杜市長坂町大八田字道添三九一三番
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ蒲公英 代表理事 上野しのぶ

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表社員 株式会社フジワラブルート
職務執行者 山岸 順彦
合同会社ヒノデコープレーション
代表社員 株式会社HARAYA
職務執行者 十川 直幸
三F 合同会社舞菊
代表社員 菊井 育

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

大阪市西区北堀江一丁目一六一～二五YSS
合同会社HARAYA
代表社員 十川 直幸
三F 合同会社舞菊
代表社員 菊井 育

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

大阪市西区西本町一丁目七番二〇号
大阪ケイエスグループ合同会社
代表社員 近久 混祐

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番四号
リレイズ合同会社
代表社員 杉本 恵

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号EX
カミーズ合同会社
代表社員 寺久保瑞穂

組織変更公告
当法人は、労働者協同組合に組織変更することにいたしましたので公告します。

組織変更後の名称は、労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ蒲公英とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。効力発生日は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は令和七年六月三十日に終了しております。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十四日
掲載頁 二二二頁 (号外第一六九号)
岩手県遠野市青笹町糠前二八地割六一番地三
いわて遠野物産株式会社 代表取締役 小笠原康友

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億九千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和六年十一月二十六日
掲載頁 四十二頁 (号外第二七四号)
令和七年七月三十一日
東京都千代田区神田二丁目一四番一〇号
ジャパンメディアシステム株式会社 代表取締役 中野慎二

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四十三億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

電子化情報
https://www.ntte-asia.co.jp/company/electronic_public_notice.html

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月三十一日
長野県安曇野市穂高有明九九七三番地一
ヒルデブランド株式会社 代表取締役 印出晃

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月三十一日
大阪府東大阪市南上小阪二番三〇号
太平物産株式会社 代表取締役 岩田理恵

限定承認公告
本籍埼玉県蕨市錦町二丁目四九八番地、最後の住所埼玉県蕨市錦町二丁目一九番五号
令和七年七月三十一日
東京都多気郡多気町上出江五三七番地
限定期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

限定承認公告
本籍兵庫県たつの市龍野町日山三八番地三
一、最後の住所兵庫県神戸市長田区長尾町一
丁目八番四一四〇三号
被相続人 亡 中村仁
右被相続人は令和六年八月二十九日死亡し、その相続人は令和七年七月十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、弁済から除斥します。

令和七年七月三十一日
兵庫県川西市火打一一二一八一〇〇二
相続財産清算人 中村竜輔

吸收分割及び合併公告
左記の甲と乙は吸收分割し、甲は乙の昇降機保守部門の権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。同日付で乙と丙は合併し、丙は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この吸收分割及び合併の効力発生日は令和七年十月一日を予定しております。

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十一日
東京都千代田区有楽町一丁目九番四号
代理人弁護士 秋廣道郎
代表取締役 鈴木勝

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月三十一日
長野県安曇野市穂高有明九九七三番地一
ヒルデブランド株式会社 代表取締役 印出晃

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月三十一日
大阪府東大阪市南上小阪二番三〇号
太平物産株式会社 代表取締役 岩田理恵

限定承認公告
本籍埼玉県蕨市錦町二丁目四九八番地、最後の住所埼玉県蕨市錦町二丁目一九番五号
令和七年七月三十一日
東京都多気郡多気町上出江五三七番地
限定期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

限定承認公告
本籍兵庫県たつの市龍野町日山三八番地三
一、最後の住所兵庫県神戸市長田区長尾町一
丁目八番四一四〇三号
被相続人 亡 中村仁
右被相続人は令和六年八月二十二日死亡し、その相続人は令和七年七月十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、弁済から除斥します。

令和七年七月三十一日
兵庫県川西市火打一一二一八一〇〇二
相続財産清算人 中村竜輔

吸收分割及び合併公告
左記の甲と乙は吸收分割し、甲は乙の昇降機保守部門の権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。同日付で乙と丙は合併し、丙は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この吸收分割及び合併の効力発生日は令和七年十月一日を予定しております。

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年七月三十一日
東京都港区芝浦四丁目一六番三六号
(甲) 東日本ビルテクノサービス株式会社 代表取締役 鎌治史朗
(乙) 菱電工レバータ施設株式会社 代表取締役 林良春
(丙) http://www.mtdenshi.jp/ec04/

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金十七億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年三月十三日
掲載頁 七十六頁 (号外第五十号)
令和七年七月三十一日
東京都中央区銀座一丁目六番一号土志田ビルディング三F
D H C R U X J a p a n 特定目的会社 取締役 中村武

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金十七億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 紙 官報
掲載の日付 令和七年三月十三日
掲載頁 七十六頁 (号外第五十号)
令和七年七月三十一日
栃木県下都賀郡野木町野木一四八番地
東邦樹脂工業株式会社 代表取締役 菅野文雄

訂正公告
令和七年七月九日 (号外第一五七号) 掲載の第六十五期決算公告(株組)中、「代表取締役 田村敏明」とあるは「代表取締役 菅野文雄」の誤りにつき訂正致します。

令和七年七月三十一日
栃木県下都賀郡野木町野木一四八番地
東邦樹脂工業株式会社 代表取締役 菅野文雄

訂正公告
令和七年六月二十五日 (号外第一四三号) 掲載の左記会社に係る合併公告中、乙の住所「名古屋市西区名駅三丁目九番三五号」とあるは「東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十一日
東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号
(甲) 株式会社アイ・アンド・ビー 代表取締役 安藤圭次
(乙) 有効会社ナゴヤ商會 取締役 堀江将仁

令和七年七月三十一日
東京都豊島区駒込一丁目四三番一四号
(甲) 株式会社アイ・アンド・ビー 代表取締役 安藤圭次
(乙) 有効会社ナゴヤ商會 取締役 堀江将仁

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

被相続人は令和七年七月十五日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。